

【 砂防堰堤・溪流保全工 】 令和6年度の取組について

県が管理する砂防堰堤・溪流保全工については、平成22年度から原則、5年に1回の頻度で定期点検を実施しており、その結果から施設毎の健全度を評価しています。

この結果に基づき、健全度の悪い施設から優先的に修繕を実施しています。
また、令和4年度より点検の効率性及び安全性向上のためにUAV等を用いた点検を行っています。

《定期点検の概要》

◆点検対象：下流に人家等がある場所へ流入する溪流に設置している砂防堰堤 1,759基
谷出口または最下流の堰堤より下流で保全対象より下流に設置している溪流保全工 882溪流

	《砂防堰堤》	《溪流保全工》
◆点検実施：	R2年度 471基の点検を実施 R3年度 330基の点検を実施 R4年度 354基の点検を実施 R5年度 327基の点検を実施 R6年度 308基の点検を実施	195溪流の点検を実施 123溪流の点検を実施 238溪流の点検を実施 170溪流の点検を実施 195溪流の点検を実施
◆点検内容：	《砂防堰堤》 堤体の劣化、亀裂、変形等の有無 側壁護岸の劣化、堆砂敷の堆砂状況等 《溪流保全工》 護岸、流路工の損傷、裏込の流出等の有無 河道の流下を阻害するような土砂堆積の有無等	

健全度評価区分

健全度	健全度評価の内容
A	劣化や変状がほとんどなく、施設の機能上問題はない。
B	軽微な劣化や変状がみられるが、施設の機能低下はなく、経過観察を行う。
C	劣化や変状が進行しており、施設の機能低下を起こさないよう対策を行う必要がある。
E	劣化や変状が著しく進行し、施設の機能が大きく低下しているため、緊急に対策を実施する必要がある。

良
↓
悪

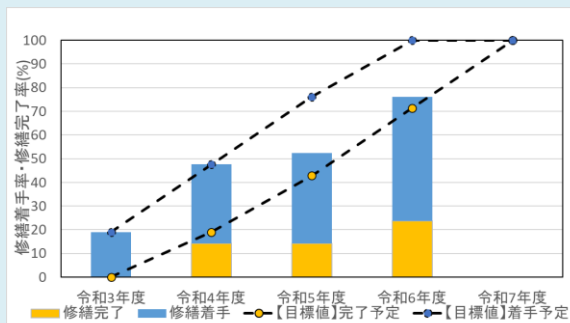
《定期点検結果（健全度評価）》

◆令和2年度末までの定期点検の結果、健全度が最も低く、緊急に修繕を行う必要があると評価された健全度Eの施設のうち、砂防堰堤24%、溪流保全工100%について修繕工事等を実施し、施設の健全度が回復しました。
◆引き続き、健全度Eの施設について着実に対策を実施します。
点検の結果新たに緊急に対策が必要な施設が見つかった場合は、速やかに対策を実施します。



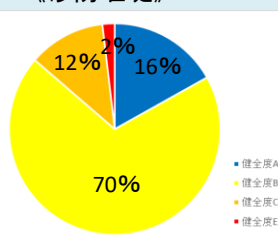
R6年度修繕事例（呉市西惣付町）

年度ごとの修繕着手率・完了率（令和6年度末時点）（砂防堰堤）

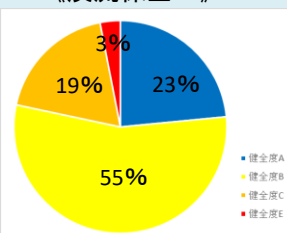


R6年度末時点健全度の割合

《砂防堰堤》



《溪流保全工》



UAV及び360°カメラを用いた砂防関係施設の点検（広島市安佐北区）

◆砂防堰堤においてUAVを活用した点検、溪流保全工において360°カメラを活用した点検を実施しました。
◆UAVを活用した点検では、アクセス困難な場所や近接目視による点検が困難な施設においても、安全かつ迅速に定点撮影や変状を把握でき、点検者の安全性向上、点検の効率化、施設変状の明確化を図ることができました。

UAVによる点検 ドローンにより撮影した写真



360°カメラによる点検

